

## 特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 修正箇所一覧

質問回答 No.	資料名	頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
2	要求水準書 本文	21	III.4.(2).④.ア. (イ)新博物館建物	・建物は建築基準法上の耐火建築物とする。	・建物は建築基準法上の耐火建築物とする。なお、建築基準法や文化財公開施設の計画に関する指針等の基準を満たす場合は、準耐火建築物として提案することができる。	修正
—	要求水準書 本文	44	III.6.(4).②電灯設備	・各室の照明は事務室においても管理できるようにする。	・各室の照明は事務室においても管理できるようにする。なお、運用効率上、必要な場合は、警備員室で管理することも可能とする。	修正
6	要求水準書 本文	47	III.6.(4).⑯自動火災報知 設備	・関係法規に基づき設置し、事務室に主受信機を設置する。 ・警備員室に副受信機を設置する。	・関係法規に基づき設置し、事務室および警備員室に受信機を設置する。なお、主受信機は事務室に設置することを原則とするが、運用効率の向上が見込まれる場合は、警備員室に主受信機を設置することも可能とする。	修正
7	要求水準書 本文	47	III.6.(4).⑰中央監視制御 設備	・事務室に監視主装置を設置する。	・事務室に監視主装置を設置する。なお、運用効率の向上が見込まれる場合は、警備員室に監視主装置を設置することも可能とする。	修正
—	要求水準書 本文	48	III.6.(5).②.イ空調設備	・温度管理は各室で行い、事務室においても当該エリアを管理ができるものとする。	・温度管理は各室で行い、事務室においても当該エリアを管理ができるものとする。なお、運用効率上、必要な場合は、警備員室で管理することも可能とする。	修正
9	要求水準書 本文	49	III.6.(5).⑤自動制御設備	・事務室において各種設備機器の運転監視を可能とする。	・事務室において各種設備機器の運転監視を可能とする。なお、管理運営上、合理的な場合は、警備員室に設置することも可能とする。	修正
10	要求水準書 本文	49	III.6.(5).⑫. ア展示エリアエレベーター	・事務室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置し、車椅子利用者や障害者対応として、各階に着床できる計画とする。	・事務室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置し、車椅子利用者や障害者対応として、各階に着床できる計画とする。なお、管理運営上、合理的な場合は、警備員室に設置することも可能とする。	修正
—	要求水準書 別添資料1	1	天井高(m)	(記載なし)	※必要な性能や機能(収納量、展示量や解放感等)が確保される前提での、参考数値とする。	追加
14	要求水準書 別添資料1	5	事務室	・事務職員の執務室。4人程度のスペースを設ける。	・市の事務職員の執務室。4人程度のスペースを設ける。	修正
14	要求水準書 別添資料1	5	スタッフ室	・民間事業者の事務職員以外の執務室。休憩室も兼ねる。	・民間事業者の事務職員の執務室。事務職員以外のスタッフの休憩室も兼ねる。	修正
15	要求水準書 別添資料1	7	屋外エレベーター・階段	・収容人数は20人乗りとし、車椅子や高齢者等の使用を想定する。	・収容人数は20人乗りとし、車椅子や高齢者等の使用を想定する。なお、団体客の移動に支障がないように運営上工夫するなど、対応策がある場合は15人乗り以上として提案することができる。	修正
24	提出書類の記載 要領及び様式一 覧	4	各室面積表・各階面積表	各室面積表・各階面積表	各室面積表・エリア別面積表	修正
23	様式集(Word)		様式7-5-2別添②	(階別ではなく、エリア別に仕様等を記載する表に修正。)		
24	様式集(Word)		様式7-5-2別添⑤	(階別ではなく、エリア別に面積を集計する表に修正。)		